

## 「新潟県いじめ防止基本方針」 新旧対照表

改訂前	改訂後
<p>はじめに【3段落目と4段落目の間】</p> <p>これを受けて新潟県では、本県におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、この度同法第12条の規定に基づき「新潟県いじめ防止基本方針」を策定しました。</p> <p>「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。</p>	<p>はじめに【3段落目と4段落目の間】</p> <p>これを受けて新潟県では、本県におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、この度同法第12条の規定に基づき「新潟県いじめ防止基本方針（平成26年3月）」を策定しました。</p> <p><u>この度、法の施行から3年が経過し、国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。これら国の方針等を参酌するとともに、地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防止等のための対策を一層推進していくため、本県の基本方針を改定することとしました。</u></p> <p>「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係者の皆様との強い連携の下で、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。</p>
<p>第1 いじめ防止のための基本的な方向</p> <p>1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【P1】</p> <p>【8行目】</p> <p>いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。</p> <p>2 いじめの定義【6行目】</p> <p>この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って判断する。</p>	<p>第1 いじめ防止のための基本的な方向</p> <p>1 いじめの防止等の対策に関する基本理念【P1】</p> <p>【8行目】</p> <p>いじめを行なった児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。</p> <p>2 いじめの定義【6行目】</p> <p>この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。</p>

### 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項【P2】

- いじめを受けた児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極める。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 【3行目】

また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対処することが重要である。

### 3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項【P2】

- いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際には、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下 学校いじめ対策組織）」において判断する。
- 行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめたとする行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。（例：インターネット上での悪口等）
- 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。

### 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### 【3行目】

また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう、迅速かつ適切に対処することが重要である

<p>(1) いじめの防止【P2】</p> <p>児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>【4行目】</p> <p>また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報するなど、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。</p>	<p>(1) いじめの防止</p> <p>児童生徒が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、<u>また児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、</u>次のような視点からいじめの防止に努めるものとする。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>【4行目】</p> <p>また、法第23条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめに係る相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けた<u>とされる</u>児童生徒が在籍する学校へ通報する等、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。</p>
<p>ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」こと<del>の</del>理解を促すこと。</p> <p>イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。</p> <p>ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。</p> <p>エ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。</p>	<p>【P3】</p> <p>ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、<u>主体的に問題の解決に向かおうとする構え等</u>、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」こと<del>の</del>理解を促すこと。</p> <p>イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を<u>得られる</u>ようにすること。</p> <p>ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に<u>対応</u>できる力を育むこと。</p> <p>エ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。</p>

<p>(3) いじめへの対処【P3】</p> <p>いじめを認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめたとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導することなどを組織的に行う。</p> <p>(4) 家庭や地域との連携【P3】</p> <p>社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図るものとする。</p> <p>家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。</p>	<p>(3) いじめへの対処</p> <p><u>学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等を、組織的に行う。</u></p> <p><u>また県立学校は、いじめの認知を県教育委員会に報告し、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用について相談をしたり、派遣を要請したりする等緊密に連携する。</u></p> <p>(4) 家庭や地域との連携</p> <p>社会全体で児童生徒を見守るため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図るものとする。</p> <p>家庭においては、法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。<u>また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとする児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとする児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。</u></p> <p>また、地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。</p>
<p>(5) 関係機関との連携【P3】</p> <p>いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず</p>	<p>【P4】</p> <p>(5) 関係機関との連携</p> <p><u>いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかか</u></p>

<p>ず、十分な効果を上げることが困難な場合などにおいて、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、日頃から情報共有体制を構築しておく。</p>	<p>わらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、<u>県教育委員会及び学校は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。</u></p>
<p>第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策</p> <p>2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の設置</p> <p>【8行目】</p> <p>○県立学校における重大事態（後述）に係る事実関係を明確にするための調査</p> <p>4 県及び教育委員会の施策【P4,5】</p> <p>県教育委員会においては、本県におけるいじめの防止等のための対策として、「第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する県立学校の取組について、指導・助言を行うとともに、県及び県教育委員会においては、以下の施策を行う。また、県は、私立学校に対し、以下の(1)ア、イ、(2)、(4)、(5)、(6)の施策を行う。</p> <p>(1) いじめ防止等の対策【P5】</p> <p>ア いじめに関する相談や通報を受けるために、電話による相談窓口として「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」や「新潟県いじめ相談電話」を整備し、周知に努めるとともに、他の電話相談窓口の情報を提供する。</p> <p>ウ 当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」（後述）の調査を行う。</p> <p>エ 解決困難な状況にあるいじめ問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣するなど、解決に向けた取組を支援する。</p>	<p>【P5】</p> <p>第2 県及び県教育委員会が実施すべき施策</p> <p>2 新潟県いじめ防止対策等に関する委員会の設置</p> <p>【8行目】</p> <p>○県立学校における重大事態（後述）に係る事実関係を明確にするための調査</p> <p>4 県及び教育委員会の施策</p> <p>県教育委員会においては、本県におけるいじめの防止等のための対策として、「第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する県立学校の取組について、指導・助言を行うとともに、県及び県教育委員会においては、以下の施策を行う。</p> <p><del>また、県は、私立学校に対し、以下の(1)ア、イ、(2)、(4)、(5)、(6)の施策を行う。</del> <u>また、県は、私立学校の内容を（9）として記載【P7】</u></p> <p>(1) いじめ防止等の対策</p> <p>ア いじめに関する相談や通報を受けるために、<u>児童生徒が相談しやすい窓口の環境整備に努めるとともに、「新潟県いじめ対策ポータルサイト※7」を通じていじめ防止に関する情報を発信する。</u></p> <p>ウ <u>学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」（後述）の調査又は調査の支援を行う。</u></p> <p>エ 解決困難な状況にあるいじめの問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。</p> <p>オ <u>児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の</u></p>

<p>※7 法第 23 条第 2 項では、学校は、いじめの通報を受けた場合、「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を学校の設置者に報告しなければならないとしている。</p> <p>(2) 関係機関等との連携【P5】</p> <p>いじめの防止等の対策を適切に行うため、連絡協議会及び県いじめ防止対策等委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</p>	<p><u>提供や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。</u></p> <p>※7 <u>いじめ対策ポータルサイトは、「深めよう 絆 にいがた県民会議」が運営するサイトで、個人サポーターのメッセージや各種相談窓口、いじめ克服体験談、教職員用のいじめ対策に関する研修資料等が掲載されている。</u></p> <p>※8 法第 23 条第 2 項では、学校は、いじめの通報を受けた場合、「いじめの防止等の対策のための組織」が中心となって関係児童生徒から事情を聴き取る等して、速やかにいじめの事実の有無を確認するとともに、その結果を学校の設置者に報告しなければならないとしている。</p> <p>(2) 関係機関等との連携</p> <p><u>専門的知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への派遣や医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ、各機関へ取次ぎを行う。</u></p> <p>また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、連絡協議会及び県いじめ防止対策等委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。</p>
<p>※8 いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対して、学校だけではなく、家庭や地域など県民一体となった取組を展開するために、平成 19 年度に「いじめ根絶県民運動」として開始した取組。平成 25 年度から現在の名称とし、主にマスメディアや集会等を活用した広報・啓発活動を展開している。</p> <p>(3) 教職員の資質能力の向上及び人材の確保【P5, 6】</p> <p>ア いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。</p>	<p>【P6】</p> <p>※9 <u>いじめ問題等生徒指導上の諸問題に対して、学校だけではなく、家庭や地域等県民一体となった取組を展開するために、平成 19 年度に「いじめ根絶県民運動」として開始した取組。平成 25 年度から現在の名称とし、主にマスメディアや集会等を活用した広報・啓発活動を展開している。</u></p> <p>(3) 教職員の資質能力の向上及び人材の確保【P6】</p> <p>ア <u>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。</u></p> <p>イ <u>「生徒指導研修資料<sup>※10</sup>」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提供し、年 2 回以上の校内研修の確実な実施と活性化を促す</u></p>

<p>イ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の求めに応じて計画的又は緊急的に派遣する。</p> <p>(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策【P6】</p> <p>イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対処できるよう教職員対象の研修会を実施するなど、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講ずる。</p> <p>ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適切に対処するため、インターネット監視の体制を拡充する。</p>	<p>ウ いじめの防止等に係る相談支援の充実のため、心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を、学校の求めに応じて計画的又は緊急的に派遣する。</p> <p>※10 <u>平成29年3月に発行した生徒指導用の研修資料。ケーススタディー用の事例をはじめ、生徒指導に関連した資料を掲載している。</u></p> <p>(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策【P6】</p> <p>イ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に<u>対応</u>できるよう教職員対象の研修会を実施する等、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講ずる。</p> <p>ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適切に<u>対応</u>するため、<u>ネットパトロールを実施する等監視の体制を拡充する。</u></p>
<p>(7) いじめの防止等の取組の点検【P6】</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。</p> <p>(8) 学校評価・教員評価への指導・助言【P6】</p> <p>学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、具体的な取組状況や達成状況を評価するよう、指導・助言を行う。</p>	<p>【P7】</p> <p>(7) いじめの防止等の取組の点検</p> <p>「学校いじめ防止基本方針」<u>及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等が確実に実施されているかを適宜点検・指導する。</u></p> <p>(8) 学校評価・教員評価への指導・助言</p> <p>学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、<u>日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。</u></p> <p>(9) <u>私立学校に対する支援等</u></p> <p><u>県は、私立学校における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を把握するとともに、相談窓口の活用、各関係機関との連携、啓発活動等の施策について、必要に応じて私立学校も対象とする等、支援に努める。</u></p> <p><u>また、私立学校がいじめ防止対策に当たり私立学校を所管する県総務管理部</u></p>

<p>第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策</p> <p><b>【県立学校】</b></p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定【P6, 7】</p> <p>県立学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 学校基本方針の内容【P7】</p> <p>ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。</p>	<p>は、必要に応じて、<u>県教育委員会からのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、日常的に県教育委員会と連携する。</u></p> <p>第3 県立学校及び私立学校が実施すべき施策</p> <p><b>【県立学校】</b></p> <p>1 学校いじめ防止基本方針の策定</p> <p>県立学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>学校基本方針を定める意義</u></p> <p>ア <u>特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。</u></p> <p>イ <u>いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。</u></p> <p>ウ <u>いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。</u></p> <p>(2) <u>学校基本方針の内容</u></p> <p>ア <u>いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じたいじめ対策組織の活動を具体的に定める。</u></p>
<p>イ いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。</p>	<p><b>【P8】</b></p> <p>イ <u>いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指</u></p>

ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

エ 学校基本方針が学校の実情に即して的確に機能しているのかを、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（後述）を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクル<sup>※9</sup>を盛り込む。

※9 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## (2) 学校基本方針の策定上の留意事項【P7】

ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。

イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

ウ 策定した学校基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページにより公開するなどの工夫を行い周知を図る。

導内容のプログラム化を図る。

ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むよう努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 「生徒指導研修資料」を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

旧方針エは、(3)策定上の留意事項ウへ移行

## (3) 学校基本方針の策定上の留意事項

ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

イ 策定した学校基本方針は、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCAサイクル<sup>※11</sup>を盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

<p>2 いじめの防止等の対策のための組織の設置【P7】</p> <p>県立学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員<sup>※10</sup>、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「いじめ等対策委員会」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p> <p>また、同委員会は、対応する事案の内容に応じて、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p> <p>※10 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員などから、学校の実情に応じて選出する。</p> <p>(1) いじめ等対策委員会として想定される役割【P7, 8】</p>	<p>※11 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。</p> <p>2 いじめの防止等の対策のための組織の設置</p> <p>県立学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員<sup>※12</sup>、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設の「<u>学校いじめ対策組織</u>」（組織の名称は学校の判断による。）を置くものとする。</p> <p>また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、<u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>、弁護士、医師、教員OB、警察官経験者等の外部専門家等の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。</p> <p>※12 「当該学校の複数の教職員」については、管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる職員等から、学校の実情に応じて選出する。</p> <p>(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割</p> <p><u>ア いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境を構築する。</u></p>
<p>ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。</p> <p>イ いじめの相談・通報の窓口となる。</p> <p>ウ 日頃から、児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録するとともに、いじめ等対策委員会内で共有する。</p> <p>エ いじめの疑いに係る情報があったときには、学校が組織的に対応するた</p>	<p>【P9】</p> <p><u>イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。</u></p> <p><u>ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。</u></p> <p><u>エ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う</u></p> <p><u>オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導の</u></p>

めの中核となる。

(2) いじめ等対策委員会の組織運営上の留意事項【P8】

ア いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行うこととする。

イ いじめ等対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどである。

ウ いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

3 いじめ防止等に関する処置【P8】

県立学校は、国の基本方針の別添2などを参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行うこと。

(1) いじめの防止

イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援するなど、自治的な能力や自主的な態度の育成に努め

体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行うこととする。

イ 校長は学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかを常に点検する。

また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保存

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職員はささいないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

3 いじめ防止等に関する処置

県立学校は、国の『いじめ防止等に関する基本的な方針』の別添2等を参考とし、以下により、いじめの防止等に関する措置を行うこと。

(1) いじめの防止

イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成

<p>る。</p> <p>ウ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成する。</p>	<p>に努める。</p> <p>ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、<u>互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。</u></p>
<p>※11 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」など、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。</p> <p>(2) いじめの早期発見【P9】</p> <p>エ 保護者が、その保護する児童生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。</p> <p>イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等によ</p>	<p>【P10】</p> <p>カ <u>いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。</u></p> <p>キ <u>児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等でいじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。</u></p> <p>ク <u>特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。</u></p> <p>※13 児童生徒が主体となった「いじめ見逃しゼロスクール集会」や、地域との交流・異年齢交流等を進める「いじめ見逃しゼロ強調月間」等、家庭や地域と連携・協力して児童生徒の社会性を育成する各学校の取組。</p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>イ <u>児童生徒が自らSOSを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。</u></p> <p>ウ <u>学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。</u></p> <p>エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、</p>

<p>り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。</p> <p>ウ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。</p> <p><b>(3)いじめへの対処【P9】</b></p> <p>ア いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ等対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通すとともに、いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。</p>	<p>児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。</p> <p><u>アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。</u></p> <p>オ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。</p> <p><b>(3) いじめへの対処</b></p> <p>ア いじめの<u>疑い</u>を発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに<u>学校いじめ対策組織</u>を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの<u>疑い</u>を知らせてきた児童生徒を<u>徹底して</u>守り通す。とともに、</p> <p>イ <u>いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導するとともに保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。</u></p>
	<p><b>【P11】</b></p> <p><u>エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。</u></p> <p>① <u>いじめに係る行為が止んでいること</u></p> <p><u>いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。</u></p>

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策【P9】

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、発生した場合には効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事などの機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

また、教職員はネットパトロールの結果等を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通してネット社会における子どもたちの様子を注視する。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働【P9】

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

第4 重大事態への対処

1 県立・私立学校及び学校の設置者による調査【P10】

以下の重大事態が発生した場合、県立学校及び私立学校は、初期調査を行う。加えて、県立学校にあつては県教育委員会が県いじめ防止対策等委員会において、私立学校にあつては学校又は学校法人が設置する調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施するものとする。

(1) 重大事態

③ その他の場合【P11】

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【P12】

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から、家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。  
イ 学校評議員や地域学校協働本部等が整備されている場合には、当該学校のいじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。これらの仕組みが設けられていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第4 重大事態への対処

1 県立・私立学校及び学校の設置者による調査【P12】

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(2) 重大事態の調査の項目に移動の上、修正

(1) 重大事態

③ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

<p>(2) 重大事態の調査【P10,11】</p> <p>ア 初期調査及び報告</p> <p>① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに初期調査を実施し、その結果を、県立学校にあつては県教育委員会に、私立学校にあつては学校法人及び県総務管理部に報告する</p> <p>② 初期調査に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。</li> <li>・いじめた児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。</li> </ul>	<p>【P13】</p> <p>(2) 重大事態の調査</p> <p>重大事態が発生した場合、<u>基本調査と詳細調査を行う。基本調査は県立学校及び私立学校が行う。詳細調査は、県立学校にあつては、県いじめ防止対策等委員会、又は学校を主体とする調査委員会いずれかで調査を実施するかを県教育委員会が判断する。私立学校にあつては、学校又は学校法人が設置する調査組織において、事実関係を明確にするための調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、調査にあつては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聞き取る。</u></p> <p>ア 基本調査及び報告</p> <p>① 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに<u>基本調査</u>を実施し、その結果を、県立学校にあつては県教育委員会に、私立学校にあつては学校法人及び県総務管理部に報告する。</p> <p>② <u>基本調査</u>に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>○ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。</li> <li>・<u>いじめを行った児童生徒</u>に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。</li> </ul>
<p>イ 県いじめ防止対策等委員会が行う調査及び報告</p> <p>① 県教育委員会は、県立学校における重大事態の初期調査結果を県いじめ防止対策等委員会に速やかに伝える。</p>	<p>【P14】</p> <p>イ 県いじめ防止対策等委員会が行う<u>詳細調査</u>及び報告</p> <p>① 県教育委員会は、<u>県いじめ防止対策等委員会に対して、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。</u></p> <p>ウ <u>学校主体の調査委員会</u>が行う<u>詳細調査</u>及び報告</p> <p>① <u>県教育委員会は、県立学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校</u></p>

<p>ウ 私立学校における調査及び報告</p> <p>(3) 調査結果の提供【P12】</p> <p>初期調査を実施する県立学校や県いじめ防止対策等委員会から報告を受けた県教育委員会は、以下に留意し、調査結果をいじめを受けた児童生徒やその保護者に対して伝える。また、私立学校においても学校又は学校法人が同様の対応を行うこととする。</p>	<p><u>主体の調査を実施するよう命ずる。</u></p> <p>② <u>学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織又は、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</u></p> <p>③ <u>県教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。</u></p> <p>④ <u>学校は、調査結果を県教育委員会に報告し、県教育委員会は知事に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、県教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて知事に報告する。</u></p> <p>エ 私立学校における調査及び報告</p> <p>(3) 調査結果の提供</p> <p>初期調査を実施する県立学校や県いじめ防止対策等委員会から報告を受けた県教育委員会又は学校は、<u>以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。私立学校においても学校又は学校法人が同様の対応を行うこととする。</u></p>
<p>(4) 重大事態への対処の留意事項【P12】</p> <p>県教育委員会は、県立学校において以下に留意して対応する。また、私立学校においても、イ及びウについて、学校又は学校法人が同様の対応を行うこととする。ア 必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学するなどの措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担うなど、積極的な支援を行う。</p>	<p><b>【P15】</b></p> <p>(4) 重大事態への対処の留意事項</p> <p>県教育委員会又は学校は、<u>県立学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。また、私立学校においても、イ、ウ、エ、オについて、学校又は学校法人が同様に</u>対応する。</p> <p>ア <u>教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。</u></p>

イ 児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

## 2 知事による調査及び措置

### (1) 調査委員会が行う調査及び報告

イ 調査委員会は、再調査の結果を知事に報告する。

#### 【4行目】

なお、再調査についても、初期調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 教育委員会ならびに学校は、児童生徒や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において県教育委員会ならびに学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、県教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、県教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

## 2 知事による調査及び措置

### (1) 調査委員会が行う調査及び報告

イ 調査委員会は、再調査の結果を知事に報告する。

#### 【4行目】

なお、再調査についても、基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

<p>ウ 私立学校においては、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 県の基本方針の検討</p> <p>県及び県教育委員会は、新潟県いじめ防止基本方針の策定から3年を目途として、国の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>3 市町村に対する支援等</p> <p>(1) いじめの防止【P13】</p> <p>ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るよう指導・助言に努める。</p>	<p><b>【P16】</b></p> <p>ウ 私立学校においては、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <p>1 県の基本方針の検討</p> <p>県及び県教育委員会は、国の動向等を考慮して、<u>3年を目処として基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p> <p>3 市町村に対する支援等</p> <p>(1) いじめの防止</p> <p>ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、<u>いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実について指導・助言に努める。</u></p>
<p>(2) いじめの早期発見【P14】</p> <p>イ 「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」や24時間対応可能な「新潟県いじめ相談電話」の設置など、いじめ問題等に悩む児童生徒本人や保護者の相談に応じる体制を整備し、周知に努めるとともに、他の電話相談窓口の情報を提供する。</p> <p>(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置等【P14】</p> <p>ア いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。</p>	<p><b>【P17】</b></p> <p>(2) いじめの早期発見</p> <p>イ <u>相談窓口として「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」や「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」の設置等、いじめ問題等に悩む児童生徒本人や保護者の相談に応じる体制を整備し、周知に努める。また「新潟県いじめ対策ポータルサイト」を通じていじめ防止に対する情報を提供する。</u></p> <p>(4) 教職員の資質能力の向上及び専門家の配置等</p> <p>ア <u>全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。</u></p>

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適切に対処するため、インターネット監視の体制を拡充する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ウ インターネット上への不適切な書き込み等に対して適切に対処するため、インターネット監視の体制を拡充する。